

○津幡町商工業の振興促進に関する条例

昭和62年6月22日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、町内における商工業の振興促進を図るため、必要な助成措置を行い、本町産業の健全な発展と雇用の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本町の産業の健全な発展と雇用の確保に資するものとして町長が別に定める業種を営む事業所、工場、事務所、研究所その他の施設をいう。
- (2) 新設 町内に事業所を有しない企業が新たに事業所等を設置することをいう。
- (3) 増設 町内に事業所を有する企業が同一の敷地又は町内の他の場所において事業規模を拡大する目的で新たに事業所等を設置することをいう。
- (4) 移設 町内に事業所等を有する企業が、当該事業所等及びその全機能を町内の他の場所に移転することをいう。
- (5) 投資額 事業所等の新設、増設又は移設（以下「設置」という。）に要する土地、建物及び償却資産の取得費並びにこれに準ずる費用として町長が認めたものをいう。
- (6) 特定地区 工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の規定による工場適地の調査により工場適地とされた本町内の地区及び町長が特に認める地区をいう。

(助成金等)

第3条 町長は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 特定地区内に町長が別に定める基準に該当する事業所等を設置し、又は取得した者。  
ただし、福利厚生施設のみを設置し、又は取得した者を除く。 事業所等の設置又は取得に要した投資額
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項各号に掲げる事業のうち、町長が指定する事業（以下「指定事業」という。）を行う者  
指定事業に要した経費のうち町長が別に定める経費

2 町長は、前項の助成金が適当でないと認めたときは、助成金に代え次に掲げる措置を講ずる

ことができる。

(1) 道路、用排水路等の立地基盤及び環境の整備に関すること。

(2) その他商工業の振興に必要な事項に関すること。

(助成適用の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、事業所等の操業開始の日から1年を経過する日までに、規則で定める交付申請書を町長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第5条 助成金の交付を受けた者は、事業所等の設置に伴い取得した財産を減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間を経過する日までに、助成金の交付の目的に反すると認められる使用、譲渡、交換又は貸付け(以下これらを「財産処分」という。)をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認に際して条件を付することができる。

(助成金の返還)

第6条 町長は、助成金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その金額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 前条第1項の規定による町長の承認を受けずに財産処分を行ったとき。

(3) 助成金の交付の決定のあった日から5年を経過する日までに、著しく事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(委員会の設置)

第7条 町長の諮問に応じ、この条例に関する重要事項を調査審議するため、津幡町商工業振興対策委員会を設置する。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成2年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 2 月 2 2 日条例第 1 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 1 3 日条例第 6 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 1 3 日条例第 1 1 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 9 月 1 0 日条例第 2 0 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の津幡町商工業の振興促進に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により助成金の交付を受けた者であって、平成 2 4 年 4 月 1 日以降に工場等の操業を開始した者に限り、特例として改正後の津幡町商工業の振興促進に関する条例の規定による助成金と旧条例の規定による助成金との差額（以下「特例助成金」という。）を交付するものとする。この場合において、特例助成金の額は、当該工場等の操業を開始した日が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで 3 分の 1

（2）平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで 2 分の 1

附 則（平成 3 0 年 3 月 1 4 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 3 2 年 4 月 1 日以後に事業所等を設置し、又は取得した者から適用する。ただし、この条例の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに事業所等の操業を開始し、助成金の交付申請をした者については、この条例による改正前の津幡町商工業の振興促進に関する条例の規定による助成金の額に当該助成金の額と改正後の津幡町商工業の振興促進に関する条例の規定による助成金の額との差額に相当する額に 2 分の 1 を乗じた額を加算した額を交付するものとする。